

「神奈川県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（案）」に関する
提出意見及びこれに対する県の考え方

1 意見募集期間

令和5年10月23日から同年11月22日まで

2 意見募集結果

提出意見の件数 1件

意見区分	件数
1 改正内容に関する意見	1件
2 その他	0件
合 計	1件

3 提出意見に対する県の考え方

(1) 意見反映区分

反映区分	件数
A 改正案に反映するもの	0件
B 御意見の趣旨がすでに改正案に反映されているもの	1件
C 今後の取組の参考とするもの	0件
D 改正案に反映できないもの	0件
E その他	0件
合 計	1件

(2) 意見に対する県の考え方

番号	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
1	1	動画を流しっぱなしにする画面があちこちに設置されてほしくないと思います。	B	今回の規則改正により、自然系許可地域等の周辺環境に特に配慮が必要な地域においては、動画等を流す電光表示装置（デジタルサイネージ）の設置は禁止されますので、どこにでも設置できるわけではありません。 また、規則改正と併せて策定するガイドラインの中で、電光表示装置が設置可能な地域においても、音量や表示時間帯に配慮を行うよう規定を設ける予定です。